

女性活躍推進検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 女性をはじめ、すべての職員が生き生きと活躍できる職場環境及び組織風土づくりを進めるため、女性職員の視点を取り入れた検討を行う事を目的として、女性活躍推進検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 職員が安心して勤務できるハラスメントのない職場づくりに関する事。
- (2) 職員が能力を十分に発揮できる職場環境の整備に関する事。
- (3) その他、職場環境向上のために必要な事項に関する事。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、委員の互選によるものとする。
- 3 委員は、職員5名以上とし、消防局長が指名した職員で構成する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、委員に欠員を生じたとき新たに指名された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は再任されることができる。

(運営)

第5条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者から意見又は説明を聴くことができる。
- 3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

(職員の意見)

第6条 すべての職員（休職中の職員を含む）は、委員会で検討することを目的として、第2条各号に掲げる事項に関して、総務部人事課（以下「人事課」という。）に随時意見を提出することができる。

(委員会の意見)

第7条 委員会の意見は、消防局長へ提出できるものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、人事課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年1月18日から施行する。